（ニ）勤定票ハ実勤時間及歩合ヲ明記スルコト
当番制度ハ責任者ト会社合議ノ上判定スルコト
二事従事職工不満ノ際ハ再制定スルコト

（四）最低賃金ノ制定
常傭者ニハ日給三割ノ歩合ヲ附スルコト
請負工事歩合ハ人ヲ多ク減スル時ハ一人三分
歩合ヲ支給スルコト

（五）年二回定期昇給ヲ行フコト
此ノ際全職工ノ日給ノ五分以上昇級スルコト
詮衡ハ会社ニ一任スルコト

（六）臨時職工ヲ本傭ニ直スル件
臨時職工ハ勤続三ケ月ニ至ル時ハ本傭ニ
直スコト

別紙（十）

職工側ノ撒布セル印刷物

俺達の兄弟へ 我々は何の理由もないのに俺達の
為めに要求書を提出しようと運動した
からか 会社は都合上解雇すると言って
一文の解雇手当も支給せずに馘首した
突然に資本家は俺達の首を切るの
を屁とも思ってゐない 俺達はいつ解
馘首されるか不安に堪へない時代だ
俺達は此の不安から脱れる方法を
講じやう 夫れが俺達の為めに今も首に
なった兄弟達に対する義務だ 兄弟諸君
先に資本家共に一つ二つ三つして居る
俺達の権利を奪還しようぢゃないか！

要求書 別紙（四）

一、馘首職工ヲ復職セシメンコト